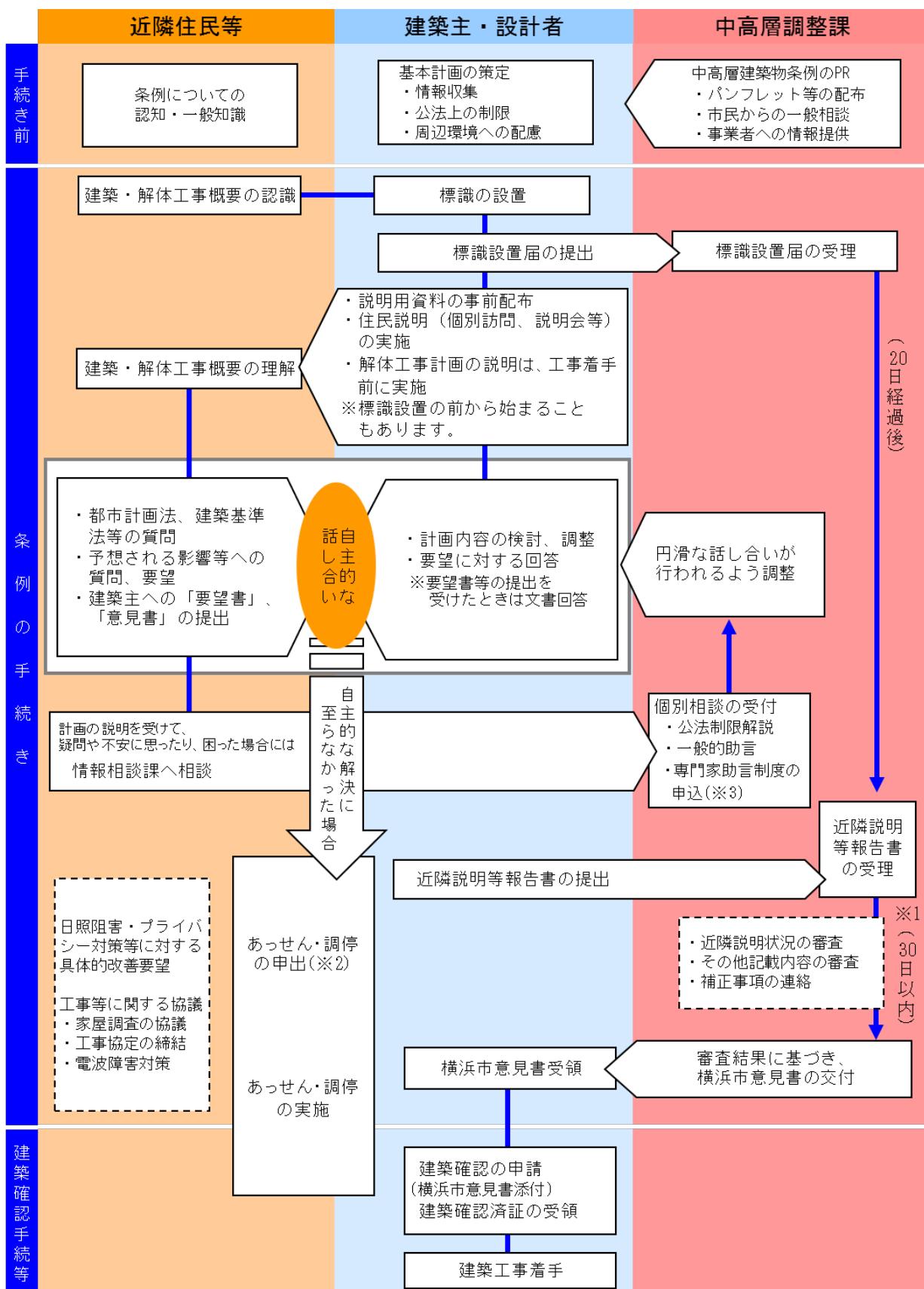


[手続きの流れ]



(※1)正当な理由がある場合は期間を延長することがあります。 延べ面積の合計が200m²以下の建築物については20日以内となります。

(※2)申出は建築工事着手前に行ってください。ただし、施工に関するもの及び建物躯体に変更を伴わないもの等は工事完了まで、

電波障害に関するものは工事完了後1年以内まで申出できます。

解体工事に関する申出は解体工事完了まで行ってください。

(※3)制度の利用にあたっては、事前に建築主等から計画の説明を受けてください。詳細は情報相談課までご相談ください。